監理技術者兼務の取扱いについて

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける技術者配置の特例のうち、法第26条第3項第2号による専任特例(以下、「専任特例2号 」という。)に関し、小山市の取り扱いについて必要な事項を定めるものです。

記

1 専任特例2号の配置が可能となる工事

本市発注の工事で、総合評価方式を除く請負金額が9,000万円以上、3億円未満 (建築工事は2億円未満)の工事とする。ただし、専任特例2号の配置ができない工事 については、入札案件公告等に記載する。

- 2 監理技術者補佐になり得る者の条件 次のすべて満たす者を該当施工現場に専任で配置することとする。
 - (1) 主任技術者の資格を有し、かつ、一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号に求める技術検定種目と同じであること。
 - (2) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。また、監理技術者補佐は一般競争入札においては、開札の前営業日、又は、指名競争入札については、指名の日において小山市技術者名簿への登録がされていること。
- 3 専任特例2号を配置する場合の留意事項
 - (1) 監理技術者が兼務する場合の体制について、次のすべてを満たしていることを条件とする。
 - ア 兼務するそれぞれの工事において、監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - イ 兼務が可能な工事数は2件までとする。
 - ウ 専任特例2号は施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要 な工程の立会等の業務を適正に遂行しなければならない。
 - エ 専任特例2号と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - オ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - カ 兼任する他工事が、法第26条第3項第1号による専任特例(専任特例1 号)を活用した工事でないこと。

(2) 専任特例2号は、現場代理人との兼務は認めない。 監理技術者補佐は、配置される工事における現場代理人との兼務を可能とする。

- 4 兼務する場合の提出書類について
 - (1) 一般競争入札 事後審査書類提出時 監理技術者兼務届出書
 - (2) 指名競争入札 契約書類提出時 監理技術者兼務届出書
- 5 施行日について

令和4年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

(附則)

令和5年1月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

(附則)

公布の日から施行する。

監理技術者兼務届出書(専任特例2号)

令和 年 月 日

小山市

市長 浅野 正富 様

住 所 商号又は名称 代表者の氏名

以下の工事において、建設業法第26条第3項第2号による専任特例の規定により監理技術者を兼務 したいので届け出ます。

	監 理 技 術 者	監	監 理 技 術 者	活 者				
--	-----------	---	-----------	-----	--	--	--	--

上記の監理技術者は、以下の工事を兼務します。

1	工	导	Ī	名									
2	工	事	箇	所									
3	監理	里技術	 有者有	甫佐									
4	契	約年	三月	日		令和	年	月	日				
5	工			期	令和	年	月	日	~ 令和	年	月	日	
6	発	注	機	関				7	担当者				

1	エ	Ē	Į.	名									
2	エ	事	箇	所									
3	監理	理技術		甫佐									
4	刧	%h .!	r: D	П		Л 1/н	F		н				
1	天	ボソ →	F 月	日		令和	年	月	日				
5	天 工	ポソ ユ	下 月	- 期	令和	^{令和} ——— 年	年 ——— 月	月 ——— 日		 年	月	日	